

防災活動に従事するヘリコプターの運用、体制

	群馬県防災ヘリ	他の機関の取組み例
1	運航・安全管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県庁－基地ヘリポート（防災航空隊）の二層体制 ➤ 運航と安全管理責任者は本庁の部課長、基地常駐の県職員は係長（事務職）のみ
	運航管理担当者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託契約に基づき運航管理担当者が基地に常駐し、気象確認、航空法に基づく飛行計画の通報、各種申請業務などを担当
2	出動の決定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 緊急出動時には運航管理責任者である本庁課長に隊長から電話連絡（訓練等は月間計画により事前にまとめて承諾） ➤ 機長、運航管理担当者が気象状況を検討、隊長（消防吏員）が判断
	出動可否の基準	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「運航に必要な気象条件」を規定 VMC（有視界気象状態）…視程1,500m以上、雲までの距離150m以上、風速17m/s以下
3	隊の安全確認	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 毎朝及び緊急出動前に隊員全員によるブリーフィングを実施
	飛行中のヘリへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運航管理担当者が現地気象を隨時確認 ➤ 消防無線、航空無線で基地、消防隊から気象の変化等を連絡 ➤ 動態管理システムによる動態把握 ➤ 副操縦席にいる整備士が機長を補助
4	飛行中止の判断	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 機長が危険と判断した場合には、隊長に相談し、隊長が決定
	運航受託者との関係	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 航空法に基づく諸手続きを受託者が実施
5	隊員の訓練・研修等（CRMなど）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新隊員研修を2月に開始し、救助技術の継承に努めているほか、年間を通じて自隊訓練を実施している。 ➤ 操縦士の技能管理については、運航受託者が実施している。 ➤ ヒヤリハット事例については、デブリーフィング時に共有している。
	安全装備品	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自動操縦装置（3軸）、衛星航法装置、気象用レーダー、動態管理システム等
6		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 動態管理システム、衛星航法装置、衛星携帯電話、ヘルカメ（ヘルメットカメラ）、ホイストカメラ（A県） ➤ 自動操縦装置（4軸）、衛星航法装置、気象用レーダー、動態管理システム、航空機衝突防止装置、対地接近警報装置（B県）